

# 岐阜県公報

## 目次

岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例	(人事課)	二
岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	(情報システム課)	三
岐阜県旅館業法施行条例及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(生活衛生課)	四
岐阜県科学技術振興センター条例の一部を改正する条例	(産業デジタル推進課)	四
岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課)	五

### 本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例(条例第二四号)
- 一 六歳以上の職員が勤務時間の一部について勤務しないことを申請した場合において、任命権者が公務の運営に支障がないと認めるときは、これを承認することができることとした。(第一条及び第二条関係)
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二五号)
- 一 知事及び教育委員会が行う次の六事務について、個人番号及び必要な特定個人情報を利用することができることとした。(別表第一関係)
- 1 私立高等学校等に在学する生徒に対する選抜生奨学金の貸与に関する事務
- 2 私立高等学校等に在学する生徒に対する高等学校奨学金の貸与に関する事務
- 3 肝がん及び肝硬変(B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに起因するものに限る。)の患者に対する治療費の助成に関する事務
- 4 肝がん、肝硬変及び肝炎(B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに起因するものに限る。)の患者に対する検査費用の助成に関する事務
- 5 公立高等学校等及び大学に在学する生徒に対する選抜生奨学金の貸与に関する事務
- 6 公立高等学校等に在学する生徒に対する高等学校奨学金の貸与に関する事務
- 二 知事が保有する一定の特定個人情報を一2の事務の処理のために利用することができることとした。(別表第一関係)
- 三 知事が保有する一定の特定個人情報を一6の事務の処理のために教育委員会に提供することができることとした。(別表第二関係)
- 四 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

令和五年十月十一日

号外(一) 令和五年十月十一日

岐阜県旅館業法施行条例及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一二六号)

一 「旅館業法」の一部改正に伴い、次の二条例について所要の規定の整備を行うこととした。

1 岐阜県旅館業法施行条例

所要の規定の整備を行うこととした。

2 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例

旅館業地位継承承認申請手数料について、営業者の事業譲渡による地位の承継の承認の申請に対する審査を対象に加えることとした。(別表第一関係)

二 この条例は、「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」の施行の日から施行することとした。

岐阜県科学技術振興センター条例の一部を改正する条例(条例第一七号)

一 岐阜県科学技術振興センター及びその周辺施設を、ものづくり産業の総合支援拠点として一体的に管理するため、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。

1 名称をテクノプラザものづくり支援センターに変更することとした。(第一

条関係)

2 指定管理者の業務に、ものづくり産業の振興に資する事業の企画及び実施に関することを加えることとした。(第二条関係)

3 休業日及び利用時間を定めることとした。(第三條関係)

4 施設内容の変更(別表関係)

(一) 岐阜県科学技術振興センターを、テクノプラザものづくり支援センター本館とすることとした。

(二) 第一別館、第二別館及びベンチャーファクトリーを設置することとした。

5 利用料金の上限額を定めることとした。(別表関係)

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例(条例第一八号)

一 県営住宅の入居の際に必要としていた連帯保証人を不要とすることとした。

(第一 条関係)

二 この条例は、令和六年一月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

令和五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十四号

岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第二十六条の三第一項並びに同条第二項において準用する法第二十六条の二第三項及び第四項の規定に基づき、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。)(の高齢者部分休業に關し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第二条 任命権者は、職員が第三項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、任命権者が定める時間を単位として行うものとする。

3 法第二十六条の三第一項の条例で定める年齢は、六十歳とする。

(高齢者部分休業の期間における給与の取扱い)

第三条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)第十九条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額(同条例第九条の規定による給料の調整額及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十七号)第三条第一項に規定する教職調整額を含む。)並びにこれに対する管理職手当、地域手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので

除して得た額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第四条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかつた場合には、その勤務しなかつた期間の二分の一に相当する期間を岐阜県職員退職手当条例(昭和二十八年岐阜県条例第四十一号)第七条第一項から第六項までの規定により計算した在职期間から除算する。この場合において、同条第七項中「前各項」とあるのは、「前各項及び岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例(令和五年岐阜県条例第二十四号)第四条」と、同条第九項中「前各項」とあるのは、「前各項及び岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例第四条」とする。

(高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮)

第五条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となつた場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。次条において同じ。)を短縮することができる。

(高齢者部分休業の休業時間の延長の承認)

第六条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があつた場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第二条第一項の規定による承認及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十五号

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年岐阜県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項第九号中「」の下に「又はその被扶養者(二十歳未満の者に限る。)」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号中「ウイルス性肝炎(B型肝炎及びC型肝炎に限る。)」の患者に対する医療費」を「B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染した者に対する肝疾患の治療及び検査に要する費用」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

7 私立高等学校等に在学する生徒に対する選奨生奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの

8 私立高等学校等に在学する生徒に対する高等学校奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二の二の項第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

2 特別支援学校に在学する生徒等の保護者等に対する就学のために必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二の二の項に次の二号を加える。

6 公立高等学校等及び大学に在学する生徒に対する選奨生奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの

7 公立高等学校等に在学する生徒に対する高等学校奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二の一の項第一号中「第一号」の下に「及び第八号」を加え、同項第五号中「第八号」を「第十号」に改め、同項第六号中「第九号」を「第十一号」に改め、同表二の項中「から第四号」を「及び第三号から第五号」に改める。

別表第三の一の項中「、第二号及び第五号」を「から第三号まで及び第七号」に改め、同表二の項中「第八号」を「第十号」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県旅館業法施行条例及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十六号

岐阜県旅館業法施行条例及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(岐阜県旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 岐阜県旅館業法施行条例(昭和二十四年岐阜県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に、「でい酔者」を「泥酔者」に改める。

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一九の表二の項中「又は法第三条の三第一項」を「第三条の三第一項又は第三条の四第一項」に改める。

附則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日から施行する。

岐阜県科学技術振興センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十七号

岐阜県科学技術振興センター条例の一部を改正する条例

岐阜県科学技術振興センター条例(平成十年岐阜県条例第二十号)の一部を次のよう

に改正する。

題名を次のように改める。

テクノプラザものづくり支援センター条例

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 ものづくり及び情報通信に係る人材の育成、産学官の交流及び企業等の活動の場の提供並びに県民に対する情報提供を行うことにより、県民生活の向上及び岐阜県のものづくり産業の振興に寄与するため、各務原市にテクノプラザものづくり支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

第十二条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 ものづくり産業の振興に資する事業の企画及び実施に関すること。

第十三条第一号イ中「及び」を「第一別館及び第二別館にあつては、土曜日及び日曜日(以下「休日」の下に「及び十二月二十九日から翌年の一月三日まで」を加え、同号イに次のただし書を加える。

ただし、ベンチャーファクトリーについては、無休とすること。

第十三条第一号ロを削り、同号ハ中「及びロ」を削り、同号ハを同号ロとし、同条第二号イに次のただし書を加える。

ただし、第一別館及び第二別館についてはそれらの利用時間を午前九時から午後五時までとし、ベンチャーファクトリーについてはその利用時間を終日とする

こと。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第六条、第十一条関係)

一 本館

区 分	金 額 (円)	
	午前	午後
多目的ホール	二、一五〇	二、一五〇
第一会議室及び第一会議室	三、六七〇	三、六七〇
第三会議室	三、八八〇	三、八八〇
夜 間	四、九二〇	四、九二〇
午前及び午後午後及び夜間	六、九二〇	六、六〇〇
全 日	八、〇七〇	七、六五〇
	一、〇〇〇	一、〇〇〇

附屬施設設備等	実証室	第四会議室及び 第五会議室	三、二五〇	三、二五〇	四、三〇〇	五、七七〇	六、七〇〇	九、二二〇
		特別会議室	五、二四〇	五、二四〇	六、九二〇	九、三二〇	一〇、九〇〇	一四、六七〇
附屬施設設備等		知事が定める額						
実証室		一平方メートル一月につき八七〇						

附屬施設設備等	講師控室	第一研修室、第二研修室、第五研修室及び第七研修室	一、七六〇	二、三四〇	三、四九〇	四、四〇〇	五、八六〇	八、七二〇
		第三研修室及び第四研修室	四、四〇〇	五、八六〇	八、七二〇	一〇、五八〇	一三、四九〇	一六、四〇〇
附屬施設設備等	講習室	第六研修室、第十二研修室及び第十五研修室	三、五二〇	四、六九〇	六、九八〇	九、二七〇	一二、五六〇	一五、八五〇
		第八研修室、第九研修室及び第十研修室	二、六四〇	三、五二〇	五、二四〇	七、九一〇	一〇、五九〇	一三、二七〇
附屬施設設備等	講習室	第十一研修室	七、九一〇	一〇、五九〇	一三、二七〇	一五、九五〇	一八、六三〇	二一、三一〇
		第十三研修室	六、一六〇	八、二二〇	一〇、二八〇	一二、三四〇	一四、四〇〇	一六、五六〇
附屬施設設備等	講習室	第十四研修室	九、六七〇	一二、九〇〇	一六、一八〇	一九、四六〇	二二、七四〇	二六、〇二〇
		第一研修室、第二研修室及び第三研修室	一、五六〇	二、〇七〇	三、〇九〇	四、一〇〇	五、一〇〇	六、一〇〇
附屬施設設備等		知事が定める額						

附屬施設設備等	第一研修室、第二研修室及び第三研修室	金 額 (円)	午 前	午 後	全 日
		知事が定める額	一、五六〇	二、〇七〇	三、〇九〇

ベンチャーファクトリー	区 分	金 額 (円)
ベンチャーファクトリー	一平方メートル一月につき八七〇	

別表備考第一号に次のただし書を加える。  
 ただし、第一別館及び第二別館にあっては、午後一時から午後五時までをい  
 う。  
 別表備考第一号へに次のただし書を加える。  
 ただし、第一別館及び第二別館にあっては、午前九時から午後五時までをい  
 う。

別表備考中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。  
 三 利用料金の額を算出する基礎となる面積に一平方メートルに満たない端数があ  
 るときは、これを一平方メートルとして計算するものとする。  
 四 一月当たりで定められている利用料金の額については、利用期間が一月に満た  
 ないときは、日割で計算するものとする。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か  
 ら施行する。

( 準備行為 )

2 この条例による改正後のテクノプラザものづくり支援センター条例第十条第三項の  
 規定による指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行う  
 ことができる。

岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十八号

岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例

岐阜県県営住宅条例(昭和三十五年岐阜県条例第二号)の一部を次のように改正する。  
 第十条第一項第一号中「法人又は入居者と同程度以上の収入を有する個人で知事が適  
 当と認める連帯保証人の連署する」を削り、同条第三項を削る。

第二十二條第一項中「失そ」を「失踪」に改め、同条第二項中「すみやかに」を

「速やかに」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に改め、同条第四項中「及び第三項」を削る。

第四十九條第二項第三号を次のように改める。

三 第十條第二項の規定により期間を延長すること。

第四十九條第三項中「から第十一条まで」を「第九條、第十條第二項、第十一条」に改める。

附 則

1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。

2 改正後の岐阜県営住宅条例（以下「新条例」という。）第十條第一項第一号（新条例第三十六條及び第三十六條の四において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第九條（新条例第三十六條及び第三十六條の四において準用する場合を含む。）に規定する入居者の決定及び新条例第二十二條第二項（新条例第三十六條及び第三十六條の四において準用する場合を含む。）に規定する入居の承継の承認がされた者について適用する。

令和五年十月十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社